

津山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱

平成20年3月31日

津山市告示第203号

改正 平成21年8月1日告示第62号

平成24年3月21日告示第173号

(趣旨)

第1条 市長は、民間の建築物に吹き付けられたアスベスト等の飛散による市民の健康被害を防止し、その生命及び身体の保護を図るため、予算の範囲内において、津山市アスベスト改修事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則(昭和42年津山市規則第13号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) 分析調査 市内に存する民間建築物(付属する電気室、機械室等を含む。以下同じ。)に施工されている吹付け建材について、市長が別に定める基準に基づき行うアスベスト等含有の有無に係る調査をいう。
- (3) アスベスト除去等 市内に存する民間建築物の吹付けアスベスト若しくはアスベスト含有吹付けロックウールの除去、封じ込め又は囲い込みの工事をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、分析調査又はアスベスト除去等を行う民間建築物の所有者であって、市税を完納しているものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる補助対象経費及び補助率等は、次の表に定めるところによる。ただし、当該事業について、他の国庫補助金等の交付を受けないものに限る。

区分	補助対象経費	補助率等
分析調査事業	分析調査に要する経費	補助対象経費の範囲内。ただし、1棟につき25万円を限度とする。
アスベスト除去等事業	アスベスト除去等に要する経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、1棟につき400万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、津山市アスベスト改修事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 分析調査事業

- ア 分析調査を受けようとする建築物の位置図，平面図及び施工箇所の写真
- イ 分析調査を受けようとする建築物の所有者，建築時期及び用途が確認できる書類
- ウ 分析調査に要する経費の額を確認できる書類
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) アスベスト除去等事業

- ア アスベスト除去等を受けようとする建築物の分析調査の結果報告書
- イ アスベスト除去等を受けようとする建築物の位置図，平面図及び施工箇所の写真
- ウ アスベスト除去等を受けようとする建築物の所有者，建築時期及び用途が確認できる書類
- エ アスベスト除去等に要する経費の額を確認できる書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は，前条の申請があったときは，速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し，申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は，補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容を変更しようとするときは津山市アスベスト改修事業変更承認申請書（様式第2号）を，補助事業の内容を中止し，又は廃止しようとするときは津山市アスベスト改修事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を速やかに市長に提出し，その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助決定者は，補助事業が完了したときは，当該完了の日から起算して10日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに津山市アスベスト改修事業実績報告書（様式第4号）に，次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 分析調査事業

- ア 分析調査の結果報告書
- イ 分析調査に要した経費の額を確認できる書類
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) アスベスト除去等事業

- ア アスベスト除去等の結果報告書
- イ アスベスト除去等の施工状況及び完了状況の写真
- ウ アスベスト除去等に要した経費の額を確認できる書類
- エ アスベスト除去等後のアスベスト粉じん濃度の測定結果報告書
- オ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 市長は，前条に規定する実績報告書の提出があったときは，その内容を審査し，適正と認めるときは，交付すべき補助金の額を確定し，補助決定者に通知するとともに，

速やかに当該補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年8月1日告示第62号)

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則(平成24年3月21日告示第173号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所

氏 名



津山市アスベスト改修事業費補助金交付申請書

(分析調査事業・アスベスト除去等事業)

津山市アスベスト改修事業費補助金の交付を受けたいので、津山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 交付申請額の算出基礎

見積金額 (A)		円
補助対象経費の額 (B)		円
(B)×2/3 (C)		円
補助申請額		円

3 事業着手予定年月日 年 月 日

事業完了予定年月日 年 月 日

4 概 要

所 有 者			
所 在 地			
建 築 年		用 途	
構 造		階 数	
面 積			
調査箇所又は施工箇所			
調査面積又は施工面積			

5 その他

(1) 分析調査事業

分 析 調 査 機 関	
分析による調査の方法	
分析による調査の見積額	

(2) アスベスト除去等事業

除去等を行う施工者			
石綿作業主任者			
除去等の内容	<input type="checkbox"/> 除去	<input type="checkbox"/> 封じ込め	<input type="checkbox"/> 囲い込み
除去等の見積額			

備考

1 「5 その他」については該当する事業の欄に記入してください。

2 位置図は、都市計画図S=1/2,500等で位置がわかるものを添付すること。

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
氏 名



津山市アスベスト改修事業変更承認申請書
(分析調査事業・アスベスト除去等事業)

年 月 日付津山市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた津山市アスベスト改修事業について、内容の変更の承認を受けたいので、津山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 変更内容

2 変更の具体的理由

3 補助金交付決定額 円

補助金交付変更申請額 円

差引増減額 円

4 添付書類

- (1) 津山市アスベスト改修事業費補助金交付決定通知書の写し
- (2) その他変更内容を確認するために必要な書類

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
氏 名

㊟

津山市アスベスト改修事業中止(廃止)承認申請書
(分析調査事業・アスベスト除去等事業)

年 月 日付津山市指令 第 号で補助金の交付(変更)決定を受けた津山市アスベスト改修事業について、下記のとおり事業の中止(廃止)の承認を受けたので、津山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 中止(廃止)の理由

3 事業再開の見通し(事業を中止する場合のみ)

- (1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
(2) 完了予定日 年 月 日

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
氏 名



津山市アスベスト改修事業実績報告書
(分析調査事業・アスベスト除去等事業)

年 月 日付津山市指令 第 号で補助金の交付(変更)決定を受けた津山市アスベスト改修事業が完了したので、津山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額	円
精 算 額	円

2 補助事業の実施期間

着手	年	月	日
完了	年	月	日

3 分析調査機関名又は除去等施工者名